

開発行為に伴い整備される公園の引継ぎ基準

平成31年4月24日制定

令和2年9月1日改正

令和6年3月18日改定

(目的)

開発区域内には、原則として開発面積の3%以上の公園面積を確保する指導基準はあるが、施設等の詳細な指導基準はない。このため開発事業に伴い整備される公園の指導基準を定め、原則としてこれにより指導に当たる。ただし、この基準は市が引継ぎを受ける公園のみに適用する。

(整備基準)

1 土地の形状及び位置

(1) 公園面積は150m²以上かつ、開発面積の3%以上とする。

(2) 公園の形状はできる限り矩形に近い形とし、凹凸の形状を少なくするようにする(参考資料①)。道路に接している面が8m(出入口含む)以上確保されていれば、ゴミステーションの設置による凹凸は可とする。

(3) 概ね10m以上の矩形が取れる平坦地を原則とするが、やむを得ない場合は開発者から提示された理由を確認し、8m以上の矩形が取れることとする。これはフェンス・側溝の内側から計測したものを原則とし、矩形内にはベンチ等の施設が配置されていないこと(参考資料②)。

(4) 防犯上の観点から、道路の行き止まりの箇所とならないよう設置する(参考資料③)。ただし、周辺からの見通しが良いと判断できる場合は道路の行き止まりでも設置を許可する場合もある。

(5) 公園内の基本勾配は1%以下とする。やむを得ない場合は開発者から提示された理由を確認し、2%以下とする。

(6) 公園の四方は土羽法面とならないような構造(擁壁等)で計画されていること。

2 出入口

(1) 道路との出入口は必ず3m以上、出入口を含めて道路と接している面は8m以上を確保すること(参考資料④)。出入口以外については、やむを得ない場合は開発者から提示された理由を確認の上、4m以上とする。

(2) 主となる出入口には階段を設けないこと。

(3) 奥行1.5m以上のレベル区間を設けること。

(4) 出入口にはコンクリート舗装を設けること。表層10cm、路盤10cmを標準とし、路盤の上にアスファルト乳剤、路盤紙などを設け、水分の浸透を防ぐこと。

(5) 出入口のコンクリート舗装範囲内には排水柵等の施設設備を設けない（暗渠等は除く）。

(6) 入口には車止めを設け、車止めの間隔（実際の有効幅員）は90cm以上とすること。また、車止めは南京錠（solhardNO.2500 シリンダーパッドロック同一鍵 30mm、No.323）による施錠を行った状態で引継ぎをすること。

(7) 出入口につながる園路が必要な場合、スロープの勾配は縦断勾配5%以下（やむを得ない場合は8%）とし、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の水平部分を設け、手すりを設置すること。

(8) 主な出入口以外に階段を設ける場合は、幅員1.2m以上とし、手すり及び手すりの端部に点字を設置すること。

(9) 出入口は、出来る限り開発団地内道路から出入りする位置に設けること。

(10) 公の管理する道路に接続し、管理のための出入りを可能とすること。

3 公園施設

(1) 公園外周の柵または塀は高さ1.8m以上とし、宅地が隣接している箇所については、下部から60cm～90cmを目かくしフェンスとする。ただし、宅地側に公園地盤よりも90cm以上の擁壁等がある場合はこれに限らない。また、幹線道路・河川・調整池が隣接する場合は高さ3m以上とし、調整池が隣接する場合は調整池の敷地内で忍び返しを設置すること。公園と河川・調整池のフェンスは開発者が建設管理課と協議のうえ兼ねることができる。フェンスはPCフェンスと同等以上の性能を有するものとし、フェンスの割り付けにより隙間が生じる場合は、袖等の部材によって隙間を防ぐこと。

(2) 雨水等の排水のため設ける排水施設には、グレーチング（細目）を設けることとし、隅角部でグレーチングを切断する場合は補強筋を設け、錆止め処理をすること。また、鋭角となる部分は角落としすること。

(3) 側溝と柵を接続する際には高低差が生じない構造とする。

(4) 公園内に設置する施設は固定式のベンチ2基を標準とし、ベンチは合成木材製・石材など耐久性があるものを使用すること。

(5) 公園名を示す園名板を設置する。園名は開発申請者が検討したものを既存の公園名と重複がないか確認のうえ、決定する。

(6) 施設については全て突起がないように処理する。フェンス・ベンチ等のボルト類は袋ナット等で覆い、グレーチングの切断部分は鋭利にならないように処理すること。

(7) 公園外周部のフェンス基部・側溝の間は張コンクリートを設置すること。張コンクリートの構造は表層7cm、路盤10cmを標準とし、路盤の上には路盤紙を設けること。

(8) 公園外周部（官地側）に境界プレートを設置すること。境界プレートはコンクリート等の構造物に張り付けることとし、突起が生じないように処理すること。

(9) 保守・維持管理の面から、原則特殊品は使用しないこと。

(10) 公園内に看板（参考資料⑤）を1基設置すること。

(開発者への依頼)

- 1 引き継ぎを行う際の公園は1筆での登記とし、登記地目は公園となっていること。
- 2 引継ぎから概ね2年間は開発者等で公園の維持管理(除草など年2～3回)を行うこと。
- 3 宅地販売の際には、次のことを購入者へ説明すること。
 - (1) 公園の維持管理(除草など)は基本的に地域の住民の皆様をお願いしていること。
 - (2) 「公園里親制度」の存在。
 - (3) 騒音等、公園の使い方については地域の住民の皆様でルール決めを行うこと。
 - (4) ペットの散歩時には必ずリードを着用し、糞尿の処理を行うこと。
 - (5) ボール遊び等を行う際には施設を壊さないようにし、公園外へボールが飛び出ないように注意すること。
 - (6) 公園施設によるもの以外の対人・対物のトラブルについては警察へ相談すること。